

動向

中国における中日語彙対照研究の動向 2013

彭 広 陸

本稿は、2013年に中国国内で正式に発表された中国人の研究者による中日語彙対照研究の論考を紹介することを目的とするものである。ここでは、筆者の視野に入った関係の論文を4点に絞って取り上げることとする。まず何よりも2013年における中日語彙対照研究は前年と同様、借用語の研究が重視されており、その分野の論文が注目に値する。

1

朱京偉『清議報』中の四字日語借詞(『日語学習與研究』2013年第6号)は、1898年に日本に亡命していた梁啓超によって横浜で創刊された中文の旬刊誌『清議報』を取り上げ、いままでの研究ではあまり注目されなかった四字語(四字熟語)に焦点を絞って考察したものである。中国語もさることながら、明治期というのは日本語の四字熟語が急増する時期であるため、どうしてもその時期に新しく現れた四字語に注目せざるを得ないのである。

朱氏は100期に及ぶ『清議報』から四字語を294語抽出した上で、その語構成を分析した結果、「1+3型」の語が2語、「3+1型」の語が4語あることを除いて、「2+2型」の語が288語で、97.9%に達していることを明らかにした。この288語を中心に考察が進められた目的は、(1)これらの語のうち、どれが日本語由来のものか、どれが清末の中国人の手によって作られたものかを見極めること、(2)こういった「2+2型」の語の内部構造を明

らかにすること、(3)形態素の観点から、前要素の二字語と後要素の二字語のそれぞれの語構成を分析することにあるという。

『清議報』に使用されている「2+2型」の四字語は、同じ意味ですでにそれ以前の日本語の資料に登場している場合は日本語からの借用語と判断されるが、『清議報』にはこういった語が225語(78.1%)あるという。次のようなものである。

優勝劣敗 生存競争 国民教育 人類平等 上院議員 新聞記者
鉄道列車 白色人種 地方団体 封建時代 对外政策 共和政体
貴族政治 国際関係 君主専制 労働社会 門戸開放 普遍現象
自然淘汰 勢力範囲 思想感情 帝国主義 保守主義 平民主義
自由主義 国家主義 功利主義 民主主義

そのうち、一部ながら次のように、すでに『時務報』(1896~1898)に使用されているものも見られる。

大学教授 地方分権 高等学校 攻守同盟 共和政治 貨幣制度
立憲政治 三国同盟 生命財産 外交政策 外務大臣 治外法権
中央集権 自由貿易

『清議報』より古い日本語の資料に使用例が見つからない四字語は32語(11.1%)ほどあり、次のようなものが挙げられている。

融通市場 版權制度 封建割拠 黒暗時代 經濟膨張 物競天択
解放門戸

こういった四字語は、中国人の手によるものだと考えてもよからうが、語形が日本語と類似したりして、日本語の四字熟語を真似て作られた痕跡が認められるとされている。

一方、『清議報』より後に日本語の資料に顔を出した四字語は31語(10.8%)あり、以下のようなものである。

高等社会 革命精神 国民運動 人文思想 三権分離 思想言論
専制独断

さらに、構造への考察によって、名詞的二字形態素が後要素になるといったタイプの四字語が78.5%を占めており、動詞的二字形態素・形容詞的二字

形態素より圧倒的に多いことが明らかになった。そして、前要素の品詞によって細分することもできるが、「N+N」の場合は、修飾構造が絶対多数を占めているという。

一方、四字語の前要素と後要素を分けて考察した場合、いずれもそれぞれ独立した単語として使用されているが、そのうちの一部が生産性の高いものもある。例えば、「自由-」「社会-」「経済-」などが前要素、「-主義」「-社会」「-政策」「-政治」などが後要素として四字語を構成する能力が高いことがデータによって明らかにされた。

2

邵艶紅「『明六雑誌』在中日語彙交流中的作用與影響」（『日語学習與研究』2013年第3号）は、1874～1875年に明六社の機関紙として刊行された『明六雑誌』における語彙を取り上げている。43号までしか刊行されておらず、156本の論説を掲載した同誌は、近代日本における学術総合雑誌として文明開化時期の日本に大きな影響を与えただけではなく、日本語語彙史の研究にとっても中日語彙交流史の研究にとっても重要な価値があるとされる。

例えば、氏の調査によれば、『明六雑誌』に使用されている二字熟語は7998語あり、そのうち《漢語大詞典》（以下《漢大》と略す）に出典が求められる二字熟語が5691語もあり、7割以上を占めているという。さらに、次に示すように、中国人のインテリに助けられながら外国人宣教師によって中国語に翻訳された西洋の学術書、または宣教師の手によって著された学術書に見られる新しい訳語は『明六雑誌』にも登場していることが明らかになった。

管轄 対立 圧力 演劇 下院 厳格 国際 領事 権利 商会 代理
 法院 野蛮 欧州 議会 教会 国会 総理 鉄路 電気 統計 巡查
 電線 電報

一方、『明六雑誌』には、日本人によって作られた二字熟語も使われているわけである。邵氏は、見出し語のいちばん古い用例（出典）を載せ、その

成立年または刊行年を明示している『日本国語大辞典』（小学館、第2版、以下『日国』と略す）を調査した結果、『明六雑誌』での使用例をいちばん古い用例とする『日国』における見出し語は263語あるが、実際には、『明六雑誌』での用例が『日国』におけるいちばん古い用例よりも時期が早いという単語が他に176語もあることが分かった。《漢大》や漢籍に出典が見つからず、日本人によって造語され、そして初めて『明六雑誌』に使われた二字熟語が都合439語に上ることになるという。例えば、次のようなものである。

借債 広告 雑質 実利 実例 情操 客観 主観 革新

日本人の手による二字熟語の一部が後に中国語に借用され、五四運動の時期に重要な役割を果たした雑誌『新青年』などに使われるようになったという。

3

孫遜「現代漢語“審判”一語的由来」（『日語学習與研究』2013年第2号）は、中日両語における「審判」という語の交流の歴史を考察したものである。《漢語外来詞詞典》（上海辞書出版社、1984年）では、「審判」は日本語からの借用語として扱われている。ちなみに、同辞書には日本語からの借用語とされる語が892語ほど収録されている。孫氏の調査によって以下のことが明らかになってきた。

イタリア人宣教師である羅明堅（Michele Ruggleri）によって中国語で著された《天主聖教実録》における「人死，本靈魂至於天主台前聽審判」が、現段階で見られる「審判」のいちばん古い用例である。その後、「審判」は宣教師の手による中国語の聖書などの書籍に頻繁に使われるようになる。そして今日に至っているという。1815年、イギリス人宣教師である馬礼遜（Robert Morrison）の編纂した《字典》では、「審判」が judge, judgment と訳されている。17世紀になると、「審判」は法律の用語として使用されるようになり、いちばん古い用例は劉獻廷著《広陽雜記》に見られるという。1852年に100巻まで増補された魏源の《海国図志》では、アメリカの法律を

紹介する箇所に「審判」が使用されている。同書は出版後すぐ日本でも翻刻されるようになったという。そして、明治維新までに日本で出版された辞書には「審判」という語は見つからないが、1869年以降、日本で翻刻された『英華字典』『漢英字典』には登場してくる。このように、日本人は《海国図志》を通して初めて「審判」という語に接した可能性が大きいということである。

日本で初めて「審判」が使われるようになったのは、福沢諭吉がアメリカの法律文を和訳した『西洋事情』（1866年）においてである。その後『西国立志編』や『行政裁判所組立及審判』などの訳書にも「審判」が見かけられる。一方、19世紀70年代以降に出版された聖書の日本語訳にも「審判」はよく顔を出しているものの、その読みは「しんばん」ではなく、「さばき」であった。つまり、中国語からの借用語を「意訳」という方法を取って受容していたということである。中国語由来の「審判」は定着するにつれて、また新しい意味を生み出すことになる。スポーツでの「審判」の意味用法は、日本語に独特なもので、日本人によって新しく付与されたものである。

4

邱根成「論漢日詞彙中的偏義複合詞」（『日語学習與研究』2013年第6号）は、中日両語における「偏義複合詞」（以下「偏義詞」と略す）を比較対照したものである。「偏義詞」とは、複合語を作る形態素の片方（一字）の語彙的な意味が希薄化して複合語全体の意味の構成には関わっていないものを指し、日本語では「帶説」という用語でそういった複合語を表している。中国語と日本語における偏義詞の例を挙げてみよう（下線を付けた形態素の意味が機能していないとされる）。

緩急 早晚 損得 異同 進退（日本語）

忘記 睡覺 人物 窓戶 女兒（中国語）

同論文では、さらに偏義詞を三つのタイプに分類している。

①進出 緊張

②緩急 多少

③損得 進退

①のタイプは、語義のレベルでは完全に偏義詞になっている。いわば、顕在的な偏義詞である。②のタイプは、偏義詞になる意味項目と偏義詞にならない意味項目を持ち合わせている。③のタイプは、使用によっては偏義詞になる場合とならない場合があり、潜在的な偏義詞、または語用的な、動態の偏義詞と言ってもよいという。この捉え方は斬新である。中日両語の比較によって、両者がいつも対応しているわけではないことが分かった。例えば「異同」は、日本語では偏義詞として使われている（「異なること」を表すのみである）のに対して、中国語では並列関係の複合語として使われている（「異なることも同じであることも」表している）のである。逆に、「妻子」は、日本語では「妻と子」という意味になるのと違って、中国では「妻」だけを表している（「子」は文法化のため接尾辞化している）。

ただし、「自民党を離党する」「病院を退院する」における「離党する」「退院する」も偏義詞として扱われているが、再考の余地があるように思われる。もちろん、「自民党」における「党」と「離党する」における「党」とは意味的に重複しているし、「病院」における「院」と「退院する」における「院」も重複しているのだが、漢語を使いたいという文体の必要性からどうしてもそういう冗長な表現になってしまっているのだろう。つまり、そういう場合の「離党する」も「退院する」も偏義詞ではなく、文字通りの意味を表していると考えた方が妥当だろう。そうしたら、「あの人は離党した」における「離党した」は偏義詞ではないが、「あの人は自民党を離党した」における「離党した」は偏義詞であるという不統一な解釈を避けることができるようになるわけである。さらに、こういった用法について、孫氏は「限定強調」という機能を持っていると説明しているが、「限定」はよいのだが、「強調」とは言い過ぎであろう。